(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二(一)　所　愛知県北設楽郡設楽町津具字大離山一の一四、一の一五、二の一九から二の二二まで、一の二二（次の図に示す部分に限る。）、一の二三から一の二五まで、字東山二の八八から二の九〇まで、二の九二、二の九三、東栄町大字振草字下粟代軒山一四、一五、字下粟代軒山八の二から八の四まで、大字東薗目字金山沢一八の五、一九、二〇、字下峯一二、一四、大字三輪字梅平一二の一から一二の三まで、一三の一から一三の三まで、一四、一五の一、大字足込字清水二八、二九、字大久名二九の一、二九の二、三〇、三五、三六の一、豊根村坂宇場字葦ノ平一の八三、一の八四
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第九百六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条の九の規定により、同法第二十六条の六第二項第二号及び三号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第二十六条の二十一第二号の規定により、公示する。

平成二十四年八月十六日

国土交通大臣　羽田雄一郎

(一)　登録番号　11
(二)　変更後の住所　東京都文京区後楽一丁目一番五号
(三)　変更後の講習を行う事務所の所在地　東京都文京区後楽一丁目一番五号

○海上保安庁告示第百九十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年八月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　石狩湾新港沖灯標
位置
所在地　石狩湾港北防波堤北灯台（北海道石狩市）の北西方約六・七キロメートル
北緯　四三―一六―三九
東経　一四一―一四―二三
変更した事項
高さ　平均水面上から構造物の頂部まで一三メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
記事　附属施設　レーダー反射器
変更年月日　平成二十四年七月二十一日

名称　宇部港第十二号灯浮標
位置
所在地　山口県宇部港（宇部港西防波堤灯台の南方約三〇〇メートル）
北緯　三三―五六―〇六
東経　一三一―一三―五五
変更した事項　一時位置変更中のところ復旧
変更年月日　平成二十四年七月二十日

名称　東電福島原子力発電所専用港南防波堤灯台
位置
所在地　福島県双葉郡大熊町（原子力発電所専用港南防波堤外端）
北緯　三七―二五―二四
東経　一四一―〇二―三三
変更した事項　業務休止
変更年月日　平成二十四年七月十一日
記事　一時変更

○海上保安庁告示第百九十八号

航路標識の名称その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年八月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　八戸港白銀北防波堤灯台
位置
所在地　青森県八戸港第一区（白銀北防波堤外端）
北緯　四〇―三二―二二
東経　一四一―三二―五三
変更した事項
名称　八戸港白銀仮設灯浮標
位置
所在地　青森県八戸港第一区（鮫角灯台の西方約二・四キロメートル）
北緯　四〇―三二―二三
東経　一四一―三二―五三
塗色及び構造　緑色円筒形頭標一個付　緑色やぐら形

○環境省告示第百二十一号

産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第三項の規定に基づき、産業廃棄物処理事業振興財団の名称、住所及び事務所の所在地について変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月十六日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
変更前　財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
変更後　公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
二　住所
変更前　東京都中央区日本橋堀留町一丁目八番十三号
変更後　東京都千代田区鍛冶町二丁目六番一号
三　事務所の所在地
変更前　東京都中央区日本橋堀留町一丁目八番十三号
変更後　東京都千代田区鍛冶町二丁目六番一号

○環境省告示第百二十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十三条の十六において読み替えて準用する第十三条の二第三項の規定に基づき、産業廃棄物適正処理推進センターの名称、住所及び事務所の所在地について変更の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十四年八月十六日

環境大臣　細野　豪志

一　名称
変更前　財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
変更後　公益財団法人産業廃棄物処理事業振興財団
光度　実効光度四〇カンデラ
光達距離　四・〇海里
明弧　削除
高さ　削除
変更年月日　平成二十四年七月二十三日
記事　一時変更

○海難審判所告示第三号

海難審判法第五十一条の規定により、次の小型船舶操縦免許証の無効を宣する。

平成二十四年八月十六日

神戸地方海難審判所理事官　小俣　幸伸

小型船舶操縦士の本籍、氏名、生年月日
京都府
長﨑　忠雄
昭和三年七月十八日生

免許証の種類及び番号
小型船舶操縦免許証
第〇四〇八〇八〇〇八四〇一〇号

免許証の交付年月日
平成二十年六月二十四日